不妊治療費助成事業のお知らせ

岩美町では、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び人工授精に係る費用に対し、不 妊治療費助成金を交付しています。

助成を受けることができる方

- ① 鳥取県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けた方
- ② 申請時に、ご夫婦のいずれか一方または両方が岩美町内に住所を有し1年以上居住している方
- ③ 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金を受けていない方
- ④ ご夫婦及び同居家族に税や各種使用料の滞納がない方 ※上記①~④の全てを満たす方が対象となります。

助成の内容

●特定不妊治療

治療にかかった費用から県助成金の交付決定額を差し引いた額を、下記上限額まで助成 します。

- 1) 1年度に2回(初年度については3回)までの治療・・・上限額5万円 ※5年度で通算10回まで
- 2) 1年度あたり上記1) を超える回数の治療・・・上限額2万5千円

新規

平成26年4月1日以降、新規に助成を受ける場合、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満であるときには、年度内の助成回数と通算助成年度について制限せず、通算6回目までの助成については上限額が5万円となります。6回目を超える助成については上限額が2万5千円となりますが、新規に助成を受けてから通算5年度までとします。

●人工授精

治療にかかった費用の2割を通算2年度助成します。

※助成上限額:1年度につき4万円

申請に必要なもの及び手続き方法

- ① 鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書【原本】
- ② 医療機関が発行した治療に係る領収書【原本】
- ③ 印鑑
- ④ 助成金を振り込む金融機関の口座がわかるもの
 - ※上記①~④を岩美町役場住民生活課子育て支援係へご持参ください。

その際、申請に必要な書類を記載していただきます。

〈受付時間〉

月 · 水 · 金: 8時30分~17時15分

火•木:8時30分~19時

申請期間

上記の「①鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書」が交付された日の属する年度の末日(3月31日)までに申請をお願いします。ただし、県通知の交付が2月1日から3月31日までの間になされた場合は、翌年度の5月31日まで申請していただくことが可能です。申請期間にご注意ください。

〈問い合わせ先〉

岩美町役場住民生活課子育て支援係

電話:73-1415

